

鏡川清流保全区域指定検討業務の流れ

配慮のない開発の発生

鏡川清流保全条例と2017鏡川清流保全基本計画の内容の比較(イメージ)

項目	鏡川清流保全条例	2017鏡川清流保全基本計画
趣旨	緑豊かな水辺空間の形成	鏡川～森と海とまちをつなぐ環境軸～
水と水辺	水質保全(工場排水等)	「水と水辺」の保全と活用
森	—	「森」の質的向上
生きもの	—	「生きもの」の多様性の確保
景観	環境保全・形成(河川景観)	「景観」の保全・形成(農村景観)
まち・ひと・しごと	—	「まち・ひと・しごと」の活性化

鏡川清流保全区域指定検討業務

審議会

事務局

区域指定の手法及び指定した区域の保全手法検討

・事務局は検討状況を定期的に審議会に報告し、審議会と協議(審議会7回、勉強会3回開催)

審議会

市長へ提言書提出

1 流域保全区域(仮称)

・対象: 朝倉堰より上流の流域全体
 ・保全手法: 一定規模以上の行為について届出を義務付けることを想定。該当行為については、「環境配慮指針」をもとに市と事業者が環境配慮の方法について話し合う。

2 自然環境保全区域

・対象: 鏡川水系の河川と一体となって自然度の高い環境を保ち、かつ鏡川流域を象徴する景勝地たりうる区域
 ・保全手法: 行為制限は、今後新たに指定する区域については「流域保全区域(仮称)」に準じる。

3 景観形成区域

・対象: 清流鏡川を特徴づけている美しい農村景観で、川と共生した暮らしや地域が主体となった活動によって守り活かされている土地。候補地の範囲は、原則として「鏡川水系の最小の集水域」と「景観のまとまり」を単位とし、地域におけるコミュニティの範囲との重なりを考慮して決定する。
 ・保全手法: 農村景観の「保全と活用のサイクル」が回り続けるよう、必要なしき目を住民の方と一緒に考えていく。
 行為制限は、「流域保全区域(仮称)」に準じる。

事務局

条例改正に向けた手続き

- 条例改正案の検討(内部協議、県関係部署等との外部調整、意見聴取等)
 - 関係者への説明
 - 法令審査委員会(庁内組織)
 - 条例改正案起案
 - 検察庁照会(罰則規定に係る協議)
- 鏡川清流保全推進本部会・幹事会(庁内組織)
 ● パブリックコメント
 ● 鏡川清流保全審議会(条例改正案の諮問・答申)
 ● 議会議決⇒公布⇒施行

今回の審議会

事務局

区域指定に向けた手続き

- 区域指定案の作成
 - 鏡川清流保全審議会(区域指定案の諮問・答申)
 - 公告、縦覧(指定予定地の区域を縦覧)
 - 指定区域の告示
- 関係者への説明
 ● 公聴会(公述の申し出があった場合のみ開催)